

八街歴史探訪(41) 明治時代の八街④

今回は、八街の開墾事業を先導した人物の一人の西村郡司を紹介します。

西村郡司は、文化11(1814)年に現在の埼玉県さいたま市で生まれ、幼少期から商業で身を立てることを志し、江戸で油商を営む丸屋(西村)三郎兵衛のもとでの奉公を経て、油商・干鰯商・米問屋などを営みました。その後、活動の場を横浜に移し、外国商人との貿易業を営むようになり、郡司は三井家や小野組といった横浜の富商たちで構成された貿易会社「東京商社」に入り、彼らと活動を共にしました。

郡司が商社で活動する一方で、明治3(1870)年に、政府は江戸幕府崩壊後の窮民たちを救済するための下総開墾事業を展開します。事業推進のために「開墾会社」を設立しましたが、この会社の母体となった組織が「東京商社」だったのです。その開墾会社社員が各開墾地を引き受けることとなり、郡司は、佐倉牧のうちの一つであった柳沢牧(八街市北部)などを引き受け、開墾事業を担いました。

しかし、窮民によって進められた開墾はうまく進まず、翌4年の時点で郡司が



西村郡司肖像画(西村本家所蔵)

引き受けた柳沢牧での農業が可能となった土地は、全体の約11%にとどまりました。当時、政府から貸与されていた20万両はすでに使い果たし、打ち続く災害でさらに20万両が赤字となっていました。郡司たちは、苦境を乗り切るために政府へ7万両の拝借金を要求しますが、政府から出された回答は、貸与金20万両の返還免除と、佐倉牧のうち開墾地として予定していなかった小間子牧の土地の下付というものでした。

こうして、政府は下総開墾事業から全面撤退することとなり、開墾会社も解散することになります。このような結果を受けながらも、郡司は自らの私財を出資し続けてその後の開墾事業を進め、小学校の建設や神社の創設など八街の発展に尽力していったのです。

郡郷土資料館
☎ 443-1726

八街市障害福祉計画・障害児福祉計画の「パブリックコメント」実施

障害福祉の推進を図るため、計画の見直しを進めています。平成30年度(32年度)を期間とする八街市障害福祉計画・障害児福祉計画の案を取りまとめましたので、この案に対するご意見をお寄せください。

募集期間
1月10日(水)～2月13日(火)
閲覧場所など
・市ホームページ
・障がい福祉課
(土曜・日曜日、祝日を除く)
・市役所ロビー
(土曜・日曜日、祝日)
・中央公民館、図書館(開館日)
・スポーツプラザ(開館日)
・市役所公文書公開コーナー

応募資格

・市内在住、在勤、在学の方
・市内に事業所・営業所を有する個人、法人、団体の方

意見の提出方法

意見と氏名、住所、電話番号、団体名(所属している方)を記入し、Eメール、郵送、FAX、持参のいずれかで障がい福祉課へ提出してください。

提出先

〒289-1119
八街市八街ほ35-29
☎ 443-1742
FAX 443-1742
Eメール syogai@city.yachimata.lg.jp
障がい福祉課
☎ 443-1649

家庭用小型合併処理浄化槽の補助金制度

家庭用小型合併処理浄化槽を設置する場合には、補助金を設置することができます。補助金の対象は、公共下水道区域外で個人の住宅です。工事着工前に申請をしてください。

補助金の対象は、公共下水道区域外で個人の住宅です。工事着工前に申請をしてください。

補助金額

① 単独処理浄化槽から転換する場合

人槽	高度処理型	通常型
5人槽	624,000円	512,000円
7人槽	666,000円	594,000円
10人槽	756,000円	728,000円

② 汲み取り便槽から転換する場合

人槽	高度処理型	通常型
5人槽	544,000円	432,000円
7人槽	586,000円	514,000円
10人槽	676,000円	648,000円

※建て替えは除きます。

障害者手帳をお持ちの皆さまへ

障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方で転居などをした際、法令により「居住地等変更届」の届け出が必要です。マイナンバーとの

情報連携ができます。障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)は、今後、マイナンバーを使った情報連携ができるようになります。

・障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、ほかの手続きの際に、障害者手帳のコピーを提出する必要がなくなる場合があります。
・障害者手帳に書かれた情報(住所、氏名など)が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ずお住まいの市区町村の障害福祉担当課に「居住地等変更届」を届け出てください。

障がい福祉課
☎ 443-1649
FAX 443-1742

水道の冬じたくをしましょう

夜の冷えこみにご注意を
気温がマイナス4℃以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。特に、むき出しになっている水道管や温水器の配管部分、強い風が吹き込む場所や日陰などに設置された水道管は、早めに冬じたくをしましょう。

◎水道管が破裂したときの対処法
止水せんを締めて水を止めるか、破裂した部分に布かテープを巻きつけるなどの応急処置をしてから、市指定工事業者へ修理をお申し込みください。

◎水道が凍って出ないときの対処法
タオルをかぶせた上から、ぬるま湯をゆっくりとかけ、凍っている場所を溶かしてください。

◎水道管などの防寒のしかた
①水道管に保温材などを巻いてください。なお、毛布や濡れないよう上からビニールなどを巻いてください。
②メーターボックスの中に毛布や布切れなどを入れたり、メーターボックスの上をダクトボードなどをのせて、メーターボックスを保温してください。

水道課
☎ 443-0677

記号の見方 時日時 場会場 内容 対象 定員 費参加費 申 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444-0815